

7 事業計画

1. 市民参画による事業手法

(1) 市民参画の基本的考え方

事業の実現に向けては、都市計画決定のための手続きはもとより、県への支援要請、市民の理解と協力の推進、受益者負担の議論等が必要であり、なかでも市民参画が重要な鍵となる。

広町緑地は、保全運動やトラスト運動等を通じて多くの市民や市民団体が関わり、これまで緑地を守り育ててきた市民等にとって、かけがえのない緑地となっている。

このような市民自らが守り育ててきた経緯を尊重し、今後とも市民によって継承されるように、計画段階から市民の参加を得、市民の参画による管理運営を基本とした以下のような事業展開を図ることを検討する。

- トラスト等による市民主体の整備・管理運営及び保全緑地の拡大
(サービスの有料化等による自主的な活動を支える独立した資金の確保、及びトラストによる保全緑地の買い取りや活動の拡大)
- 市民の企画による自主的な整備及び管理運営
(管理者との基本的な合意に基づく一定のルールのもとでの自主的な保全・活用のための活動の展開)
- 都市林としての環境を活かした、市民による一般利用者への適正なサービスの提供
(自然環境の適正な保全と活用を基本とした、一般市民に対する魅力的な空間演出のための適正なサービスの提供、環境学習プログラムの提供、適正な利用を促す普及啓発・広報活動等の展開)
- 人材の育成や外部との連携等による活動の持続性確保
(多様な団体等との連携による広がりのある活動展開、持続的な活動を支える人材の育成)



図 7-1 (参考) かながわのナショナル・トラスト運動のしくみ

(2) 市民参画による事業実施体制

今後、都市林として広町緑地を適正に整備・開園し、管理していくため、上記のような市民参画の基本的考え方のもと、市民の参画による運営組織を核とした公園管理者とのパートナーシップによる運営体制を組織し、事業の推進を図ることを検討する。

市民の参画による運営組織を支援していくため、専門家や関連団体等とも密接な連携を図りながら、効果的な活動が可能となるような柔軟な体制整備を目指す。

核となる運営組織は、公平な立場で参画する公募市民で構成することを基本とし、活動の企画運営からフィールドでの調査、保全管理活動、広報活動や会員の人材育成等、管理運営に係わる幅広い活動を実施するものとする。

また、市民のための市民による都市林として自立した運営が可能となるよう、これら運営組織による活動のための資金については、自らの資金計画のもと例えばトラスト活動の展開、運営組織が行う利用者サービスの有料化、あるいは関連する物品の販売等多様な活動により収入を確保し、運用していくことを検討する。

このような市民の参画による運営組織を核とした管理者とのパートナーシップによる運営に対し、公平な立場から事業を評価し、適正な管理運営が実施されることを監視する役割をもつ評価機関を設置することも検討する。この評価機関には、緑政審議会内の部会等が当たることも考えられる。

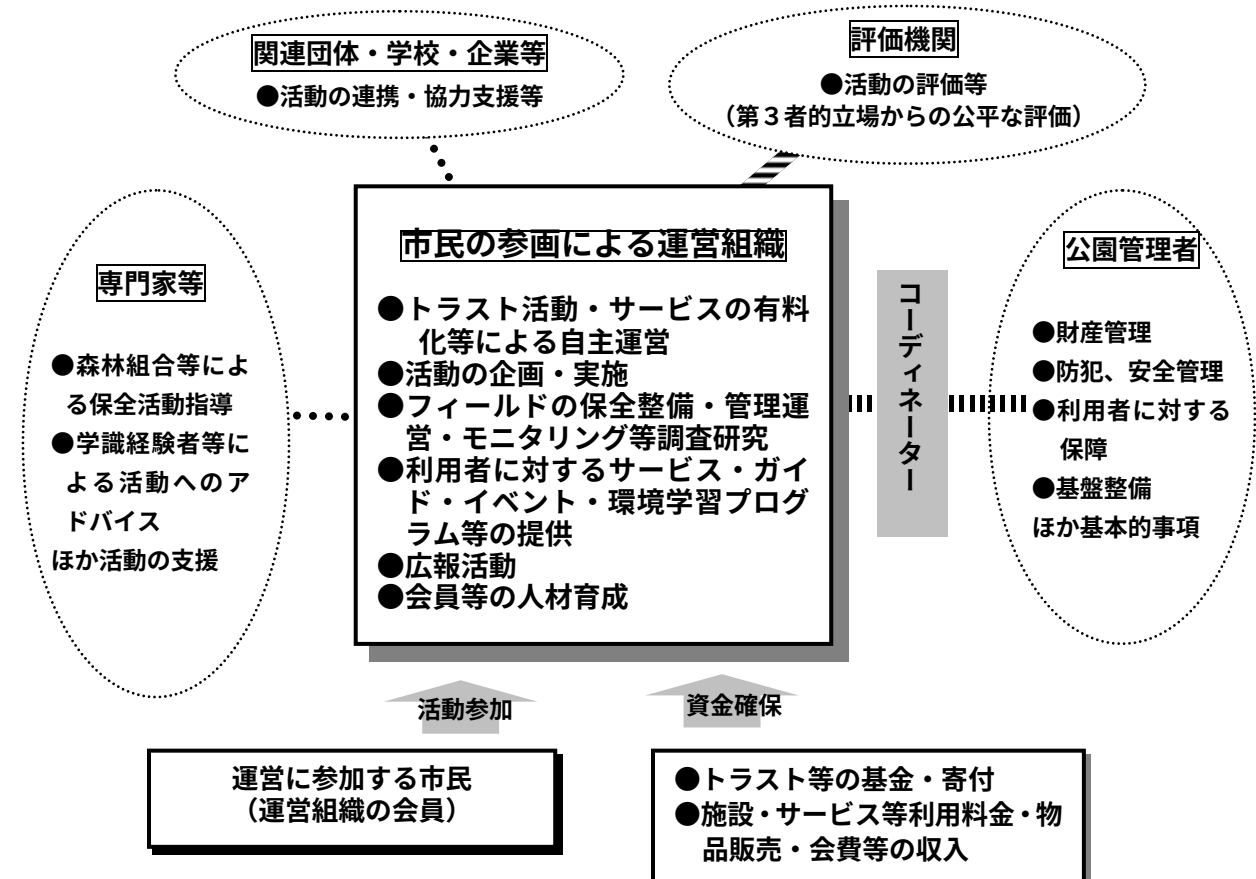


図 7-2 (参考) 市民参画による事業実施体制のしくみ

（3）市民参画による事業スケジュール

市民が主体の運営組織によって管理運営を実施していくために、計画段階から市民の意見を取り入れ、市民が活動しやすい環境づくりを行うとともに、活動の状況に応じて段階的に組織の充実を図っていく方向で事業展開を図る。

また、環境教育の場としての機能を強化し活用を図っていくため、学校や関連団体等と連携し、運営組織の熟度に応じて幅の広い利用者層に対応可能な環境学習プログラムの充実を図る。

表 7-1 （参考）市民参画による事業スケジュール表

関連する主体	計画段階		当初整備・管理運営段階		中期 管理開始後 5～15 年	長期 管理開始後 5～20 年
	基本的考え方 の整理	具体的な整備・ 管理手法の検討	基盤整備 ・施設整備 開園前後 10 ヶ年程度	維持管理 ・運営		
公園管理者 (鎌倉市)	基本構想・基本計画 用地取得 ★		測量・基本設計等			
市民・学校等 (意見提出、イベント等参加 協力等)	計画への反映		体験・管理イベント等 への参加			
市民による運営組織 (トラスト活動、 自主的運営)	計画案等に対する意見・提案		環境教育の場提供、情報提供・ 広報、人材育成			
その他組織等 (専門家、関連団体等)	組織立上げ準備 全国都市再生 モデル調査 自然再生推進法 の適用		組織立上げ・自主的運営開始 トラスト運動開始			
			林業・造園・農業団体等の協力によるバックアップ			

＜自然再生推進法適用の検討について＞

本構想に基づき市民の意見を取り入れた計画の検討や市民による運営を推進するにあたり、平成 15 年度中に国の都市再生本部が実施する「全国都市再生モデル調査」において、市民参加による管理運営のあり方等の検討を行う。

また、本基本構想及び上記調査検討結果をふまえて今後基本計画を策定するに際しては、自然再生推進法の適用を検討する。

自然再生推進法を適用した場合には、p27 に示すような多様な参画を得た事業実施体制として協議会を組織し、協議会において計画（具体的な活動計画）を検討する。



図 7-3 （参考）自然再生推進法に基づく自然再生の枠組み

（出典）自然再生推進法リーフレット（環境省/農林水産省/国土交通省）、2003

2. 事業費及び財源

(1) 事業費

本構想に基づく広町緑地（概ね 48ha）の用地取得、基盤整備や施設整備等工事、及び樹林地や湿地の維持管理に係る概算事業費は、以下の通りである。

なお、年間概算管理費は、市民参画による運営組織が主体的に実施することが可能となる段階までの、自然環境保全上必要となる最小限の維持管理内容を想定した費用を示す。

表 7-2 概算事業費

■概算用地取得費	金額（千円）	備考
用地取得費	13,200,000	概ね 48ha

■概算工事費	金額（千円）	備考
基盤整備費	69,000	水田 0.2ha、用水路 150m、畑 0.6ha、休憩スペース 2.3ha
園路整備費	51,500	約 6.5km
施設整備費	63,600	管理棟木造 150 m ² （管理室、倉庫、ゲート、トイレ）、サイン 5 箇所、道標 12 箇所
直接工事費計	184,100	概算工事費（諸経費込）280,000 千円

■年間概算管理費	金額（千円/年）	備考
樹林管理（手入れをしながら面的に活用可能な区域）	35,000	14ha 下草刈り、ツル切り、枝払い、間伐等
〃（手入れをしながら線的な利活用にとどめる区域）	2,500	25ha 園路沿い等の下草刈り、ツル切り、枝払い等
〃（最小限の手入れにとどめ遷移を誘導する区域）	1,200	6ha 必要に応じてツル切り等
湿地管理（手入れをしながら面的に活用可能な区域）	3,000	3ha 水位管理、かい掘り、草刈り等
直接管理費	41,700	概算管理費（諸経費込） 50,000 千円／年

(2) 財源

平成 15 年度の事業 3 者所有地取得に係る予算約 113 億円については、神奈川県、鎌倉市、及び鎌倉市土地開発公社が取得し、そのうち鎌倉市の財源については鎌倉市緑地保全基金や創設を予定している市民公募債を活用して確保する計画である。なお、市土地開発公社からの買替え計画は下表の通りとなっている。

また個人所有地 7ha の取得財源については、トラスト等の基金の活用も含め今後検討する。
管理運営費については、防犯、巡視、清掃等管理者として必要な維持管理費用を管理者において確保するが、その他の管理運営費については、市民参画による運営組織が独自にトラスト運動等によって資金を確保し、活動資金として運用することを基本として検討する。

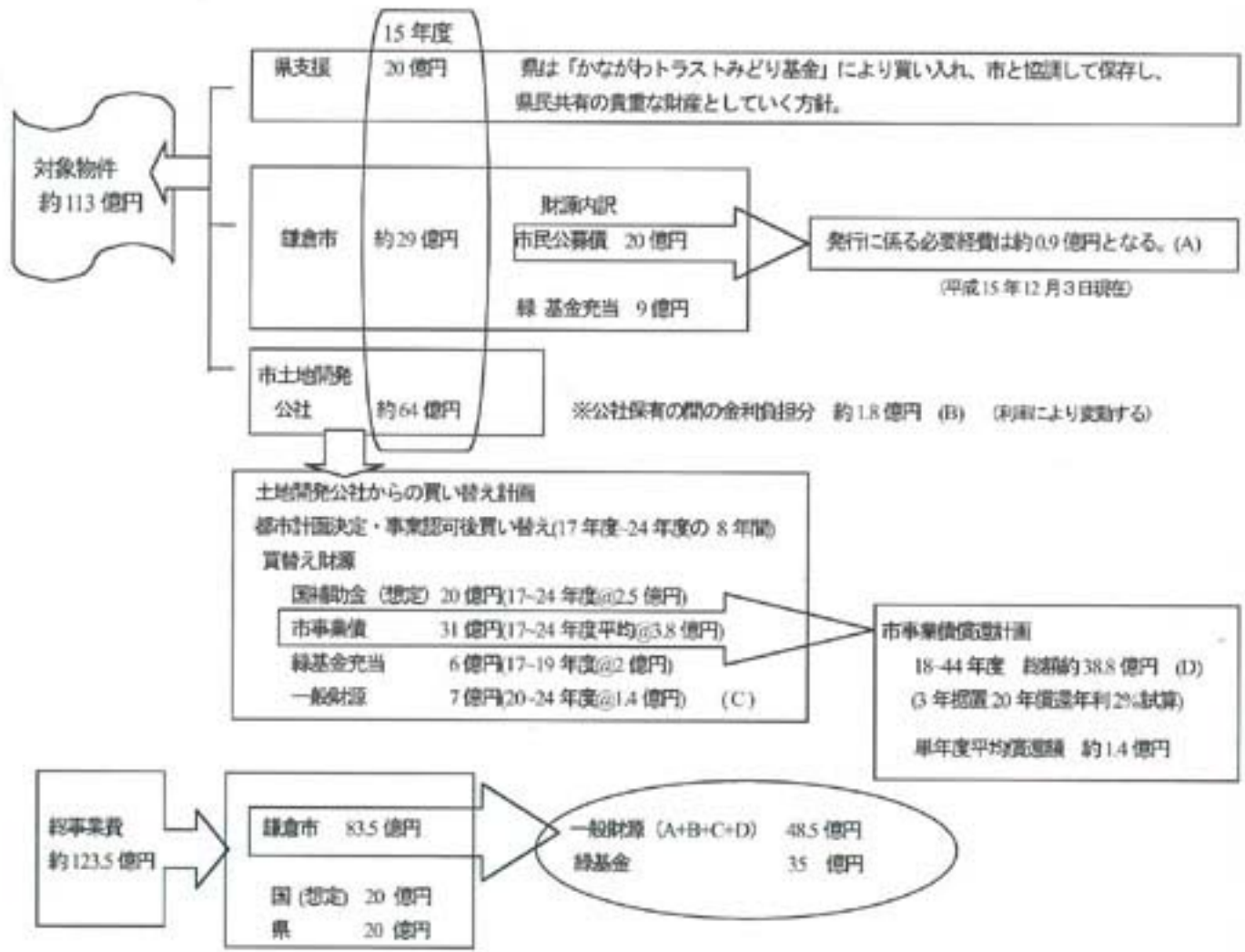


図 7-4 広町緑地用地取得に係わる財源計画